

こ 成 事 第 5 2 0 号
令 和 5 年 1 0 月 1 2 日
一部改正 こ 成 保 第 8 0 5 号
令 和 6 年 1 0 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 保育士資格等取得支援事業

① 保育士資格等取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅠ「保育士資格等取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

イ 地方公共団体以外の者（以下「民間団体等」という。）が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

② 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅡ「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

イ 保育士試験受験直前講座実施事業

都道府県又は指定都市が行う事業

(2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添2に定める「保育士試験追加実施支援事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

(3) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添3に定める「保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (5) 保育人材等就職・交流支援事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (6) 保育体制強化事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
 - ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業
- (7) 保育補助者雇上強化事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
 - ③ ①又は②の事業(指定都市及び中核市を除く。)に対して都道府県が補助する事業
- (8) 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 都道府県又は市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業
- (10) 保育士・保育の現場の魅力発信事業
 - 「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
 - ア 都道府県又は指定都市が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
 - ② 保育士が相談しやすい体制整備
 - ア 都道府県又は市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (11) 保育士修学資金貸付等事業
 - 「保育士修学資金の貸付け等について」(令和5年6月7日こ成基第18号)の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 都道府県又は指定都市が行う事業
 - ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
- (12) 保育所等改修費等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号)の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業

- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添2に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業
 - ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業
 - 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 保育所設置促進事業
 - 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業
 - ① 認可化移行可能性調査支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ② 認可化移行移転費等支援事業
 - ア 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- (15) 民有地マッチング事業
 - 「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添4に定める「民有地マッチング事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ② 地域連携コーディネーターの配置支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
 - ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 - エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業（都道府県が別途補助する場合も含む）
- (16) 広域的保育所等利用事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第179号）別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業
- (17) 保育利用支援事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 市町村が行う事業
 - ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (18) 3歳児受入れ等連携支援事業
 - 「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業
 - ① 3歳児受入れ連携支援事業
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業
市町村が行う事業

(19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 3 に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市が実施する事業
- ② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 4 に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添 8 に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（令和 5 年 5 月 25 日こ成保第 50 号）の別添 2 に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市（以下この号において「指定都市等」という。）が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
- ③ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(23) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添 5 に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）
 - ア 指定都市又は中核市（以下この号において「指定都市等」という。）が実施する事業
 - イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
 - ウ 市町村（指定都市等を除く。）が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 環境改善事業（安全対策事業）
 - ア 都道府県又は市町村（以下この号において「都道府県等」という。）が実施する事業
 - イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ③ 環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等におけ

る乳幼児受入れ支援事業)

ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(24) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(26) 小規模多機能・放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業（都道府県が別途補助する場合も含む）

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業

(29) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業

(30) 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添10に定める「2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと（3の（3）、（4）、（6）、（7）、（12）から（14）まで、（17）、（18）の①、（20）、（21）、（23）、（29）及び（30）については施設ごと、（16）については箇所ごと、（25）及び（26）については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

① 3の(4)の事業以外

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)、(29)の①及び(30)の①については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の①イ及び②イ、(11)の②、(14)の②イ、(15)の②ウ及びエ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(30)の②の事業

ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の①イ、(20)の②及び(30)の②については施設ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の(4)の②の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額

とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③ 3の(6)の事業

ア ①の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

④ 3の(7)の事業

ア ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑥ 3の(13)の①の事業

ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

(イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑦ 3の(13)の②の事業、(21)の②及び(29)の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑧ 3の(19)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3（医療的ケア児の受入体制に関して、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数（見込み）が、保育所等の利用を希望する人数（見込み）を上回る整備計画書兼実績報告書を策定する市町村については、6分の5）を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑨ 3の(22)の事業

ア ②の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

(ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額

を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑩ 3の(23)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ ②の事業

(ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

⑪ 3の(24)の②の事業

ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速

やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

①（1）から（9）までに掲げる条件。

ただし、（1）から（4）まで及び（8）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、（5）及び（6）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（6）及び（8）中「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）、（8）及び（9）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

②間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア（1）から（8）までに掲げる条件。

ただし、（1）から（4）まで及び（8）中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村長」と、（5）及び（6）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、（6）及び（8）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（5）及び（8）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、（5）の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

(12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (8) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (4) まで及び (8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(6) 及び (8) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認

めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内にこども家庭庁長官に提出を行うものとし、こども家庭庁長官は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、こども家庭庁長官は、7の(2)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に关系書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に关系書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官

に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により 4， 7， 8 及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

		施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円	料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
		2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1)保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 7,690 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円		3/4
	保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000 円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000 円 ②その他の場合 1か所当たり月額 45,000 円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3. スポット支援員の配置 1か所当たり月額 45,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の ①の場合 1/2 3の(6)の ②の場合 2/3
	保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,338,000 円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 3,117,000 円 2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,676,000 円 ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 6,234,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(7)の ②の場合 3/4 3の(7)の ③の場合 6/7
	保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 ※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。 1自治体当たり 8,128,000 円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000 円 4. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1自治体当たり 1,634,000 円 5. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり 1,634,000 円	保育士や保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	1/2
	保育士・保育の現場の魅力発信事業	1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1自治体当たり 8,108,000 円 2. 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置 1自治体当たり 4,035,000 円	保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕	1/2